

中国知財セミナー

— 中国の無効審判における証拠 —

Dragon IP Group

拝啓 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、中国では、専利（特実意）の訴訟件数が激増しており、2018年度の専利一審訴訟件数は、2.2万件であり、前年比で37%の増加となっています。

訴訟件数の増加とともに、無効審判の請求件数も増加しており、2018年の専利の無効審判の請求件数は5235件（前年比15%増）であり、その特許、実用新案、意匠の内訳は、それぞれ27%、41%、32%です。

また、無効審判の審決について、弊所の調べでは、特許、実用新案の全部無効の割合はそれぞれおよそ30%、50%という毎年の傾向です。この割合からは、無効審判の請求人にとっては審判請求の結果に期待を持つことができる一方、被請求人にとっては真剣に対応しないと専利権を失うことになりえると理解することができます。

中国の専利出願件数は、2019年1月～9月の件数を通年に換算すると、前年比で特許、実用新案、意匠がそれぞれ14%減（昨年度まで少なくとも2004年以降一貫して増加）、3%増、増減無しという状況であり、出願件数の増加の勢いは落ちていますが、無効審判の請求件数は、訴訟件数の増加傾向から、今後もさらに増加していくものと考えられます。

特に、外国企業にとっては、中国国内企業からの警告、権利行使などに対応して無効審判を請求しなければならないという状況が今後ますます増えていくと考えられます。

そこで、本セミナーでは、Dragon IP Groupの訴訟弁理士から、日本語を用いてFace to Faceにて、無効審判の請求の基礎となるとともに、その成否に最も大きな影響を与え、さらに、将来の無効審判の請求を見据えて事前に準備をしておくことが極めて大事な『無効審判における証拠』についてご紹介いたします。

つきましては、この機会に多数ご出席賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【日時】

2019年11月25日（月） 日本時間 15:30-17:00

【会場】

[東京会場]

[銀龍専利東京事務所 \(Dragon IP 東京ブランチ\) 会議室](#) (虎ノ門 郵政福祉琴平ビル 7F)

[LIVE 配信]

WEB サイトにアクセスする方式 (資料と講師が同時に表示、後日のご視聴も可)

【担当講師】

◇ [丁文蘊 \(Wenyun Ding\)](#)

Dragon IP Group

訴訟弁理士 法律部門総責任者 (Group 内法律事務所を含む)

北京化工大学 化学工程 修士



◇ [杜嘉璐 \(Jialu Du\)](#)

Dragon IP Group

訴訟弁理士 法律部 副部長

中国人民大学 法学修士 大連理工大学 学士



【定員】

7名

(原則先着順、最低施行人数は4名です)

【プログラム】

□ 15:30～16:45 中国の無効審判における証拠 (15:15～15:30 受付)

1. 挙証の責任
2. 挙証の期限
3. 証明の基準 (程度)
4. 従来技術の関連証拠
 - 4.1 従来技術の審理基準
 - 4.2 出版物による公開
 - 4.3 使用による公開
 - 4.4 インターネットを通じた公開
5. 専利覆審委員会が行う証拠の調査と収集

□ 16:45～17:00 質疑応答 (その後にその他の中国知財のご相談なども可能です)

【参加費】

無料

【本件に関するお問い合わせ先】

銀龍専利東京事務所 担当：李平

TEL : 03-5510-7878 E-MAIL : jpdepartment@dragonip.com

以上